

【総合サービス事業】新規指定に係る注意事項について

指定事業者は、法令等で定める人員、設備及び運営基準に従い、事業の提供をしなければなりません。十分に基準を理解したうえで申請をしてください。

事業者指定までの流れ

	事項	内容	期日等
1	事前相談	区へ事前相談票を提出してください。	指定希望日の2か月前の1日まで (例：4月1日指定の場合は、2月1日まで)
2	指定申請書類の提出	区へ指定申請書類を提出してください。	指定希望日の2か月前の15日まで (例：4月1日指定の場合は、2月15日まで)
3	指定申請書類の補正完了	書類の修正・差し替え等 (申請書類に不備がない状態にします。)	指定希望日の2か月前の末日 (例：4月1日指定の場合は、2月28日まで)
4	書類審査	区が実施します。 審査経過で、不備が判明した場合は、再提出等を求めることがあります。	指定希望日の前月
5	指定通知書の送付	区から事業所あてに指定通知書を送付します。	指定日の前月中
6	事業所の開設	事業を開始します。	指定日

*指定申請書類の受付でもって指定を確約するものではありません。また、書類に不備があり期日までに提出されない場合は、指定希望日を変更していただくことになりますのでご注意ください。

*審査期間に、必要な場合は現地確認を行うことがあります。その際は、事前に電話にてご連絡します。

*指定通知書は、事業所あてに郵送します。再発行はできませんので、紛失等しないようにしてください。

指定後の事業運営について

事業運営は、関係法令等に則り適切に行ってください。また、指定した内容に変更が生じた場合などは、届出が必要となりますのでご注意ください。

総合サービス事業における主な基準等

- ・文京区総合サービス事業実施要綱（区ホームページ掲載）
- ・介護保険法施行規則第140条63の6号第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年3月15日厚生労働省告示第84号）
- ・介護保険法施行規則第140条63の6号第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和6年3月15日老認発0315第4号）
- ・介護保険法施行規則第140条63の2号第1項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）
- ・介護保険法施行規則第140条63の2号第1項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号）

基準等は見直しをされる場合がありますので、区や厚生労働省のホームページ等において常に最新の情報を入手するようにしてください。

＊総合サービスにおける事業費の請求におけるサービスコードは、区ホームページ掲載の「文京区介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表」を参照してください。